別表第六　南極特別保護地区ごとの要件（第十二条関係）

南極特別保護地区	要件
第一～五十南極特別保護地区	（略）
第五十一南極特別保護地区	一～五　（略） 六　当該区域内で継続的に調査を行う場合、原則として、その区域を明示すること。 七～十二　（略） 十三　当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十四　（略）
第五十二・五十三南極特別保護地区	（略）
第五十四南極特別保護地区	一～八　（略） （削除） 九～十五　（略）
第五十五～六十南極特別保護地区	（略）
第六十一南極特別保護地区	一　当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査若しくは教育活動又は必要不可欠な管理活動に限る。 二～十一　（略）
第六十二～七十南極特別保護地区	（略）
第七十一南極特別保護地区	一　当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査若しくは教育活動又は必要不可欠な管理活動に限る。 二～四　（略） 五　当該区域内で継続的に調査を行う場合、原則として、その区域を明示すること。 六　科学的調査のために必要な場合を除き、当該地区内では野営しないこと。 七～十三　（略）
第七十二～七十五南極特別保護地区	（略）

別表第六　南極特別保護地区ごとの要件（第十二条関係）

南極特別保護地区	要件
第一～五十南極特別保護地区	（略）
第五十一南極特別保護地区	一～五　（略） （新設） 六～十一　（略） 十二　当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。 十三　（略）
第五十二・五十三南極特別保護地区	（略）
第五十四南極特別保護地区	一～八　（略） 九　原則として、航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度三百メートル以下の空域を飛行しないこと。 十～十六　（略）
第五十五～六十南極特別保護地区	（略）
第六十一南極特別保護地区	一　当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 二～十一　（略）
第六十二～七十南極特別保護地区	（略）
第七十一南極特別保護地区	一　当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 二～四　（略） （新設） 五　原則として、当該地区内では野営しないこと。 六～十二　（略）
第七十二～七十五南極特別保護地区	（略）